

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	健康診査（16歳から39歳まで）の結果に係る電子データの作成委託について
----	--------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部健康推進課健診係）

事業の概要

事業名	健康診査												
担当課	健康推進課												
目的	「区民の健康の保持及び増進」を的確かつ迅速に行う。												
対象者	16歳から39歳までの区民(勤務先、学校等において受診の機会のある者を除く。)												
事業内容	<p>1 経緯等</p> <p>【現行】</p> <p>健康診査は、次に掲げる年齢区分に応じ、それぞれの機関で実施している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">委託医療機関</th> <th style="width: 20%;">保健センター</th> <th style="width: 30%;">区民健康センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16歳から39歳までの区民</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○ (※3)</td> </tr> <tr> <td>40歳以上の区民 (※1)</td> <td style="text-align: center;">○ (※2)</td> <td style="text-align: center;">○ (64歳まで)</td> <td style="text-align: center;">○ (※3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者及び生活保護受給者に限る。 ※2及び3 平成19年度第7回審議会報告・了承事項(データ作成委託)</p> <p>上記図のうち、保健センターにおいて実施される上記対象者に係る健康診査の結果については、保健センターにおいて電子データの作成も行われている。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>平成25年度以降、保健センターにおける健診業務が廃止される予定であるため、上記対象者(以下「対象者」という。)に係る健康診査を委託医療機関へ業務委託することにより実施する予定である。このため、対象者の健康診査の結果に係る電子データの作成も、別途、処理する必要がある。</p> <p>そのため、データ処理について専門的な知見を有する電子データ化業者を選定し、当該業務を委託することにより、事務の効率化を図る。</p> <p>2 健康診査の実施から「健康診査票」の電子データ化までの流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康診査が、委託医療機関において実施される。 (2) (1)の委託医療機関は、「健康診査票」(健康診査の結果が記載済みのもの)を、次のそれぞれに定める機関に提出する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 新宿区医師会所属の医療機関 新宿区医師会 ② 中野区医師会所属の医療機関 中野区医師会を經由して新宿区医師会 ③ 上記①及び②に該当しない医療機関 区 (3) 区は、新宿区医師会から(2)の「健康診査票」を引き取る。 (4) 区は、電子データ作成を委託する業者に、(2)及び(3)により区が引き取った「健康診査票」を提供する。 (5) (4)の委託業者は、電磁的媒体((4)の「健康診査票」に基づき作成した電子データを収録したもの)を区に提出するとともに、(4)の「健康診査票」を区へ返却する。 <p>3 処理件数</p> <p>約1,600件程度</p>		委託医療機関	保健センター	区民健康センター	16歳から39歳までの区民	○	○	○ (※3)	40歳以上の区民 (※1)	○ (※2)	○ (64歳まで)	○ (※3)
	委託医療機関	保健センター	区民健康センター										
16歳から39歳までの区民	○	○	○ (※3)										
40歳以上の区民 (※1)	○ (※2)	○ (64歳まで)	○ (※3)										

件名 健康診査(16歳から39歳まで)の結果に係る電子データの作成委託について

保有課(担当課)	健康推進課
登録業務の名称	健康診査
委託先	現時点では未定 (複数見積競争により選定した業者に委託する予定である。)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【健康診査受診者に係る情報項目】 郵便番号、住所、氏名、受診番号、生年月日、性別、電話番号、問診結果、健診結果、肝炎受診歴の有無、生活保護受給の有無
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	保健センターにおける健康診査の廃止に伴い、健康推進課において、委託医療機関における当該健康診査の結果を包括的かつ効率的に電子データ化する必要があるため
委託の内容	1 区から提出された「健康診査票」(健康診査の結果が記載済みのもの)の内容について、区の仕様に基づき、電子データを作成する。 2 1により作成した内容を電磁的媒体に収録する。 3 2により収録した電磁的媒体を区に提出する。
委託の開始時期及び期限	平成25年7月1日(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、区が提供した情報は、委託業者から返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報は、施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 ※ 上記1及び2の内容については、「仕様書」に明記する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり

乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。